

## 保育認定（3号）を受けた子どもの利用者負担額

3号認定（3歳未満）

（平成28年度現在）

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		那須烏山市の利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による非保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円
第2階層	第1階層を除き、 市民税の区分が	3,000円	3,000円
第3階層	次の区分に該当 する世帯	8,000円	8,000円
第4階層	第1階層を除き、 市民税所得割額 の額が次の区分に 該当する世帯	30,000円未満	13,000円
第5階層		30,000円以上48,600円未満	16,000円
第6階層		48,600円以上65,000円未満	23,000円
第7階層		65,000円以上97,000円未満	25,000円
第8階層		97,000円以上169,000円未満	30,000円
第9階層		169,000円以上301,000円未満	31,000円
第10階層		301,000円以上	32,000円

- ◆ 最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料となる制度がありますので、詳しくは市町村へお問い合わせください。
- ◆ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税、9月～翌年3月は当年度分の市民税額により決定する予定ですので、8月以前と9月以降で利用者負担額が異なることがあります。
- ◆ この利用者負担額(案)のほか、給食費、バス代などの実費徴収や上乗せ徴収が必要となる場合があります。